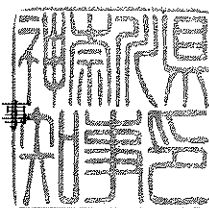


水第2176号
令和5年3月17日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事



内共第1号・2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、別添写しのとおり、相模川漁業協同組合連合会代表理事会長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



相模川漁業協同組合連合会(内共第 1 号、2 号)の遊漁規則変更について

1 内水面の漁業権と遊漁規則について

- ・内水面は海面に比べて漁場が非常に狭く、組合員のほかに多くの遊漁者が存在することから、資源を増殖しなければ漁場が成り立たない。
- ・漁業法では、内水面の漁業権者（漁協等）に対して増殖義務を課すとともに、漁場の適切かつ有効な利用に努めるよう定めている。
- ・また、漁業権者が遊漁について制限するときは、遊漁規則を定めて知事の認可を受けるとされている。
- ・遊漁規則には、漁具漁法など制限の範囲に加え、増殖及び漁場の管理に要する費用負担としての遊漁料などの事項が規定される。

2 変更の内容および理由について

(1) キャッチアンドリリース期間の延長

【内容】

令和 3 年 12 月の遊漁規則改正により開始したキャッチアンドリリース（以下、「C&R」という）について、実施期間を「3 月 1 日より 4 月 30 日までの期間で、連合会が定めて公表する期間」から、今後は「3 月 1 日より 10 月 14 日までの期間で、連合会が定めて公表する期間」に変更する。

【理由】

- ・当該 C & R が遊漁者から好評であり、期間延長を望む声が多いこと。
- ・漁場に遊漁者が入ることで、カワウの食害防止効果が期待できること。

(2) ルアーと毛針によるアユ釣り区域の変更

【内容】

現在の遊漁規則では、「友釣り区域」（別記 1）のうち連合会がホームページで指定する区域においてルアーと毛針によるアユ釣りができることになっているが、今後は連合会が指定できる区域を「友釣り区域」から「漁業権区域全域」に変更する。

【理由】

- ・アユルアーの流行により当該区域は人気の漁場となっており、休日等は漁場に入れない者が出るなど、区域の拡大を望む声が多いこと。

(3) オンラインシステムによる遊漁承認証の導入

【内容】

現在の遊漁規則では、連合会が定める遊漁承認証取扱店において遊漁料を納付する「店売り」、または遊漁する場所において漁場監視員に遊漁料を納付する「現場売り」により遊漁承認証を交付しているが、今後は遊漁承認証のオンラインシステムを導入して、これまでの紙の遊漁承認証と並行して取り扱うこととする。

なお、現行の「店売り」はオンラインシステムによる遊漁料の納付と統合し、新たに「一般売り」として交付する。

【理由】

- ・オンラインシステムの導入により、遊漁者の利便性の向上が見込まれること。
- ・システムのGPS機能等を用いることで、漁場監視の強化が期待できること。

(4) 18歳以下の遊漁料を無料化

【内容】

現在の遊漁規則では、小学生以下の遊漁料は無料、中学生は半額であるが、今後は18歳以下を無料とする。

【理由】

- ・若い世代への遊漁振興を図ることで、将来の遊漁者の増加が期待できること。

3 変更の妥当性

- ・変更事項(1)(2)については、漁業権行使規則も同様の内容で変更する予定
- ・(3)については、従来の制限を緩和する内容である。
- ・よって、(1)～(3)の変更は遊漁を不当に制限するものではない。
- ・(4)については、18歳以下を無料にしても、その他の遊漁料に与える影響はなく、その他の遊漁料の額は妥当であると判断される。

《別記 1》

- (1) 座間市入谷地先座架依橋上流端から上流相模原市緑区域山地先小倉橋下流端までの区域
- (2) 厚木市三田地先中津川大橋上流端から上流基点 E F を結んだ直線までの区域
- (3) 基点 R Q の直線と基点 C D の直線間の道志川本流の区域

基点 C : 神奈川県相模原市緑区と山梨県南都留郡道志村との境界と道志川左岸との交点

基点 D : C から 134 度の直線と対岸との交点

基点 E : 愛甲郡愛川町半原字馬場 4, 941 番 2 に設置した標柱

基点 F : 愛甲郡愛川町半原字向原 5, 459 番 2 に設置した標柱

基点 Q : 相模原市緑区地先道志ダム天端右岸上流端

基点 R : 相模原市緑区地先道志ダム天端左岸上流端

新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 この漁場区域においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p> <p>(2～8 略)</p> <p>9 この漁場区域においては、次に掲げる区域では、友釣(ルアー釣を含む。)、毛針釣(フライ釣を含む。以下同じ。)以外の漁具、漁法によってあゆを採捕してはならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>((1)～(3)及び基点C～基点R 略)</u></p> <p>10 <u>第9項の規定にかかわらず、連合会が定めて、同会のホームページで公表する区域及び期間でなければ、ルアー釣、毛針釣によってあゆを採捕してはならない。</u></p> | <p>第1条、第2条 (略)</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 この漁場区域においては、第2条に掲げる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。</p> <p>(2～8 略)</p> <p>9 この漁場区域においては、次に掲げる区域では、友釣(ルアー釣を含む。)、毛針釣(フライ釣を含む。以下同じ。)以外の漁具、漁法によってあゆを採捕してはならない。</p> <p><u>なお、当該漁場区域においても、毛針釣とルアー釣りについては、連合会が定めて、同会のホームページで公示する区域でなければ、あゆを採捕してはならない。</u></p> <p><u>((1)～(3)及び基点C～基点R 略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> |

新

11 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。なお、区域及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

| ア 魚 種 | イ 区 域 | ウ 期 間 |
|--------------|---|---|
| やまめ、いわな、にじます | 愛甲郡愛川町田代200番地先平山大橋橋脚上流端から上流基点E Fを結んだ直線までの中津川の区域で、連合会が定めて公表する区域。 | 3月1日より <u>10</u> 月 <u>14</u> 日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。 |
| | 基点R Qを結んだ直線から相模原市緑区牧野10,629番地先大川原橋下流端までの道志川の区域で、連合会が定めて公表する区域。 | |

旧

10 次表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。なお、区域及び期間の公表については、連合会のホームページで行うものとする。

| ア 魚 種 | イ 区 域 | ウ 期 間 |
|--------------|---|--|
| やまめ、いわな、にじます | 愛甲郡愛川町田代200番地先平山大橋橋脚上流端から上流基点E Fを結んだ直線までの中津川の区域で、連合会が定めて公表する区域。 | 3月1日より <u>4</u> 月 <u>30</u> 日までの期間で、連合会が定めて公表する期間。 |
| | 基点R Qを結んだ直線から相模原市緑区牧野10,629番地先大川原橋下流端までの道志川の区域で、連合会が定めて公表する区域。 | |

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------------|---------|----------|--------|-----------|--|----------|---------|-------------|--|-------------|--------|-----------|--|-------|---------|------------|--|--------|-------|-------------|--|-------|-------|
| <p>第4条～第6条（略）</p> <p>（遊漁料の額及び納付方法）</p> <p>第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で<u>連合会の指定する遊漁証承認証委託販売所及びオンラインシステム</u>において納付するとき（<u>一般売り</u>）又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表の通りとする。</p> <p>但し、投網（年券のみ）及び身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）の納付は、<u>連合会の指定するオンラインシステム及び相模川漁業協同組合連合会（愛甲郡愛川町半原914-3番地）</u>において行うものとする。</p> | <p>第4条～第6条（略）</p> <p>（遊漁料の額及び納付方法）</p> <p>第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で</p> <table border="1" data-bbox="1122 357 2051 663"> <tr> <td>津久井漁業協同組合</td> <td>39</td> <td>相模原市緑区向原</td> <td>2-8-39</td> </tr> <tr> <td>中津川漁業協同組合</td> <td></td> <td>愛甲郡愛川町田代</td> <td>2,411-1</td> </tr> <tr> <td>相模川第一漁業協同組合</td> <td></td> <td>相模原市中央区水郷田名</td> <td>4-11-8</td> </tr> <tr> <td>相模川漁業協同組合</td> <td></td> <td>座間市座間</td> <td>2-2,866</td> </tr> <tr> <td>厚木観光漁業協同組合</td> <td></td> <td>厚木市下川入</td> <td>1,449</td> </tr> <tr> <td>相模川第二漁業協同組合</td> <td></td> <td>厚木市三田</td> <td>1,928</td> </tr> </table> <p><u>各釣具店、遊漁証承認証委託販売所</u>において、納付するとき（<u>店売り</u>）又は遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表の通りとする。</p> <p>但し、投網（年券のみ）及び身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）の納付は、相模川漁業協同組合連合会（愛甲郡愛川町半原914-3番地）において行うものとする。</p> | 津久井漁業協同組合 | 39 | 相模原市緑区向原 | 2-8-39 | 中津川漁業協同組合 | | 愛甲郡愛川町田代 | 2,411-1 | 相模川第一漁業協同組合 | | 相模原市中央区水郷田名 | 4-11-8 | 相模川漁業協同組合 | | 座間市座間 | 2-2,866 | 厚木観光漁業協同組合 | | 厚木市下川入 | 1,449 | 相模川第二漁業協同組合 | | 厚木市三田 | 1,928 |
| 津久井漁業協同組合 | 39 | 相模原市緑区向原 | 2-8-39 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中津川漁業協同組合 | | 愛甲郡愛川町田代 | 2,411-1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相模川第一漁業協同組合 | | 相模原市中央区水郷田名 | 4-11-8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相模川漁業協同組合 | | 座間市座間 | 2-2,866 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 厚木観光漁業協同組合 | | 厚木市下川入 | 1,449 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 相模川第二漁業協同組合 | | 厚木市三田 | 1,928 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 新 | | | | 旧 | | | |
|----------------------------|-------|---------|---------|----------------------------|-------|---------|---------|
| 魚種 | 漁具・漁法 | 期間 | 遊漁料 | 魚種 | 漁具・漁法 | 期間 | 遊漁料 |
| やまめ、いわな、にじます | 竿釣 | 1年 | 5,000円 | やまめ、いわな、にじます | 竿釣 | 1年 | 5,000円 |
| | | 1日 一般売り | 1,500円 | | | 1日 店売り | 1,500円 |
| | | 1日 現場売り | 2,500円 | | | 1日 現場売り | 2,500円 |
| あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび | 竿釣 | 1年 | 12,000円 | あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび | 竿釣 | 1年 | 12,000円 |
| | | 1日 一般売り | 1,500円 | | | 1日 店売り | 1,500円 |
| | | 1日 現場売り | 2,500円 | | | 1日 現場売り | 2,500円 |
| あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび | 投網 | 1年 | 30,000円 | あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび | 投網 | 1年 | 30,000円 |
| | | 1日 一般売り | 5,000円 | | | 1日 店売り | 5,000円 |
| | | 1日 現場売り | 8,000円 | | | 1日 現場売り | 8,000円 |
| うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび | 竿釣もじり | 1日 一般売り | 800円 | うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび | 竿釣もじり | 1日 店売り | 800円 |
| | | 1日 現場売り | 1,400円 | | | 1日 現場売り | 1,400円 |
| | | | | | | | |

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | |
|---|---|----|------|------|---------------------------------|--------------|--|-------------|----|-----|---------------|---------------------------------|--------------|
| <p>2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次表の相当右欄の通りとする。</p> | <p>2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次表の相当右欄の通りとする。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td data-bbox="190 363 645 459">18歳以下の者</td> <td data-bbox="645 363 1102 459">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 459 645 512">(削除)</td> <td data-bbox="645 459 1102 512">(削除)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 512 645 657">身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）</td> <td data-bbox="645 512 1102 657">第1項に規定する額1/2</td> </tr> </table> | 18歳以下の者 | 無料 | (削除) | (削除) | 身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者） | 第1項に規定する額1/2 | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 363 1592 459">未就学の幼児及び小学生</td> <td data-bbox="1592 363 2054 459">無料</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 459 1592 512">中学生</td> <td data-bbox="1592 459 2054 512">日券については一般の1/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 512 1592 657">身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者）</td> <td data-bbox="1592 512 2054 657">第1項に規定する額1/2</td> </tr> </table> | 未就学の幼児及び小学生 | 無料 | 中学生 | 日券については一般の1/2 | 身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者） | 第1項に規定する額1/2 |
| 18歳以下の者 | 無料 | | | | | | | | | | | | |
| (削除) | (削除) | | | | | | | | | | | | |
| 身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者） | 第1項に規定する額1/2 | | | | | | | | | | | | |
| 未就学の幼児及び小学生 | 無料 | | | | | | | | | | | | |
| 中学生 | 日券については一般の1/2 | | | | | | | | | | | | |
| 身体障害者（身体障害者福祉法第15条に基づく手帳を提示した者） | 第1項に規定する額1/2 | | | | | | | | | | | | |
| <p>第8条～第11条（略）</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> この規則は平成25年9月1日から施行する。 この規則は平成26年6月1日から施行する。 この規則は平成28年4月1日から施行する。 この規則は平成31年3月25日から施行する。 この規則は令和3年12月1日から施行する。 <u>この規則は令和5年 月 日から施行する。</u> | <p>第8条～第11条（略）</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> この規則は平成25年9月1日から施行する。 この規則は平成26年6月1日から施行する。 この規則は平成28年4月1日から施行する。 この規則は平成31年3月25日から施行する。 この規則は令和3年12月1日から施行する。 | | | | | | | | | | | | |

新

様式1 年券
(略)

様式1
表

裏 (略)

| | |
|-----------------------------|----------|
| 自 | NO _____ |
| 至 | _____ 年度 |
| 券種 (現場券・ <u>一般</u> 券) 遊漁承認証 | |
| 販売店印 | 監視員印 |
| 券種 (現場売・ <u>一般</u> 売) | |
| 魚種 | |
| 漁具・漁法 | |
| 遊漁区域 | |
| ¥ | |
| 相模川漁業協同組合連合会 | |
| TEL 046-210-3033 | |
| ----- | |
| 遊漁承認証 | NO _____ |
| 販売店印 | |
| 券種 (現場売・ <u>一般</u> 売) | |
| ¥ | |

旧

様式1 年券腕章
(略)

様式1
表

裏 (略)

| | |
|----------------------------|-----------|
| 自 | NO _____ |
| 至 | 平成_____年度 |
| 券種 (現場券・ <u>店</u> 券) 遊漁承認証 | |
| 販売店印 | 監視員印 |
| 券種 (現場売・ <u>店</u> 売) | |
| 魚種 | |
| 漁具・漁法 | |
| 遊漁区域 | |
| ¥ | |
| 相模川漁業協同組合連合会 | |
| TEL 046-210-3033 | |
| ----- | |
| 遊漁承認証 | NO _____ |
| 販売店印 | |
| 券種 (現場売・ <u>店</u> 売) | |
| ¥ | |

新

様式 2

| | | |
|-------|-----------------|--------------------------|
| 監視員証 | | NO. |
| 写 真 | — 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| | 所属組合 氏名 | |
| 年月日発行 | | |
| | | 相模川漁業協同組合連合会 代表理事会長 印 |

旧

様式 2

| | | |
|-------|------------------|--------------------------|
| 監視員証 | | NO. |
| 写 真 | 平成 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| | 所属組合 氏名 | |
| 年月日発行 | | |
| | | 相模川漁業協同組合連合会 代表理事会長 印 |